

平成15年度
徳島県・(社)徳島県建築士事務所協会意見交換会
議 事 録

開催日時 平成15年11月19日(水) 13:30～15:30

開催場所 徳島県建設センター3F(鳳凰の間)

出席者

徳島県県土整備部

参事	手塚隆男
営繕課	
主査	椎野洋三
住宅課	
課長	田中敬三
技術課長補佐	森文美
建築開発指導課	
課長	亀井秀矩
技術課長補佐	貞本俊一
教育委員会 教育総務課	
施設指導監	市川光延
技術課長補佐	福井雅彦

事務所協会

会長	小川良一
副会長	西吉卓
副会長	速水可次
副会長	炭谷文彦
業務主幹委員長	西田功
技術主幹委員長	立花薫
技術第一委員長	姫野信明
広報主幹委員長	松村史朗
広報第一委員長	佐藤賢治
渉外主幹委員長	小西誠一
渉外第一委員長	檜原賢治
事務局長	橋本修一
事務職員	板見典子

① 耐震関係

1 県有施設の耐震化について

→現状及び今後の方針

・平成7年以降県有施設耐震計画に基づき耐震診断及び耐震改修を行ってきたが、9月に防災局が設置され県有施設の耐震化を図るよう実施計画策定中であり、今後積極的に取り組んでいく方針である

・県営住宅の現状

新耐震基準後 2, 070戸

新耐震基準以前 95棟 2, 975戸

(上記の内19棟 600戸の早期対応が必要)

・学校施設 45校 分校9校 計54校

改築を基本的に考えているが、耐震化方策に基づき耐震改修を視野に入れた方向で進めていく。なお、30校強について耐震化による改修・改築を計画

2 市町村(公営住宅、学校等)施設の耐震化について

→現状及び今後の方針

-1 市町村住宅に関して指導はどうされていますか？

・新耐震基準以前の13, 000戸について指導していく方針である

-2 災害時の避難場所となる学校に関して指導はどうされていますか？

また、一次診断を行っているが、ほとんどがOKが出ないのが現状であり、改修につなげるには二次診断が必要で、改修につながらなければ意味がないのでは。そして、診断による危険度を公開し、住民に認知すべきではないでしょうか？

・15～17年度に耐震計画をする必要がある。対象668棟の内160棟(約20%) は15年度に耐震診断を行っている。(1次診断を含む)

文部科学省の指導であり、判断は各自治体によるが、知事も各自治体に進言している。

1次診断は進んでいるが、改修まで進んでいないのが現状である。

・一次診断により優先度を調査し、結果によって二次診断、三次診断等の診断の方向を決め、改築や改修の判断をしてもよいと思われる。

3 個人住宅の耐震化について

→現状及び今後の方針

また、住宅耐震診断に関しては協会としては体制が整っているので、積極的に進めてほしい。

・新耐震基準以前住宅 120, 000戸

事務所協会に委託しているマニュアルに基づき16年度から耐震診断事業を進める予定。

知事の認識も高く、今後耐震改修の支援方法も検討していくであろう。

- ・民間施設に関しても行政指導していくので、専門家団体としての協力をお願いしたい。
- ・昭和56年以降の建物にしても、十分な工事監理がされておらずまた完了検査を受けていない建物も多く法に合う建物の構築が必要である。

② 発注関係

1 発注形式について

→新築設計について国交省はプロポーザルを標準としているが今後の県の方針は？

- ・現在まで2件行ったが、今後物件に応じて対応して行きたいと考えている。

2 公募型指名競争入札について

→業務費2000万円以上は公募型指名競争入札になっているそうですが、地元育成の観点から県内業者については公募の設定条件を緩和する等の処置をとって頂いて県内業者が参加しやすいような取組をお願いしたい。

- ・公募対象施設の全体計画の中で物件によって県内業者が参加出来るように対応したい。また、基本設計と実施設計を分離して県内発注の方法もあるが、著作権の問題も残るのではないかと考えている。

3 入札指名メンバーについて

→各課独自の指名では無く、県の発注課全体での統一化した指名メンバー設定をお願いしたい。

- ・住宅課としては発注物件が少なく、多くの業者に参加いただきたいとの意図で行っている。

4 設計、監理の分離発注について

→国交省では設計と監理の分離発注を施行していますが、県としては今後どうされる予定ですか。

- ・設計と監理は分離発注形態をとっているが、県としては、試行的な分離発注を行った実績はあるが、現在のところ全てのものを、分離発注するとは考えていない。

③ その他

1 建築士事務所の為の指定講習について

→平成18年度以降国土交通大臣指定が無くなりますが、事務所登録更新のための「県知事」指定の継続の講習ができますでしょうか。

- ・特定の団体が開催する講習会についての指定はしないといの国の方針も有り今後他県の状況を見ながら検討していきたい。
事務所協会としても他の県と共同で開催するとか、多人数が参加する講習会になるよう努力して欲しい。
一つの方法として事務所協会の会員を増やし体力のある協会とする事が必要

なのかもしれない。

2 確認申請の必要な地域の拡大について

→先般県建築関係法令ハンドブックが久方ぶりに改正されましたが、「確認を受けなければならない区域」はあまり変わっていないように思います。健全な建築物を建設するために実情を考慮した区域の見直し(拡大)をお願いします。

- ・建築士としての責任において健全な建築物を建てるのが本来であり、区域によって違いがあるのではなく、行政側としてはかえって確認の必要な区域を減らしていく方向になる。

3 C A L S / E Cについて

→電子入札、電子納品等の導入スケジュールをお教え下さい。また電子納品の中身についてもお教えて下さい。(数量積算書、見積書等)

- | | | |
|-------|----------------|---------|
| ・電子入札 | 1 5 年度 | 実施計画 |
| | 1 6 年度 | 一部導入 |
| | 1 8 年度 | 全面導入 |
| ・電子納品 | 1 5 年度 | 実施中(土木) |
| | 1 7 年度 | 一部導入 |
| | 土木の結果をふまえ検討する。 | |

県よりの質問

1. 教育施設について協会の耐震診断費用の再検討をお願いしたい。

- ・他県の状況を調査し判断したい。

2. 耐震診断が出来る人材数について、一度に発注した場合県内で対応できるか？

- ・J S C Aに登録されている構造建築士は1 1 名であるが県内において対応出来る人材は1 4 ~ 1 5 名と思いますが、出来れば分割して発注してもらいたい。